

あなたの街の身近な相談パートナーです！



人権擁護委員に ご相談ください

相談は無料です。相談の内容についての秘密は厳守します。



人権擁護委員は、

地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。

みんなの人権 110 番



0570-003-110

子どもの人権 110 番



0120-007-110

女性の人権ホットライン







0570-070-810

◆ 相談時間 月曜日～金曜日（休日を除く）8：30～17：15

◆ PHS・一部のIP電話等からは、ご利用できない場合があります。

インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp/>

（体罰やいじめを受けた。高齢者、子どもが虐待を受けている。セクシュアル・ハラスメントを受けている。インターネット上でプライバシーを侵害された。外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。障害のある人が職場等で差別待遇を受けた。など、人権に関わる相談はこちらまで。）

常設相談所	東京法務局人権擁護部 同 八王子支局 同 府 中支局 同 西多摩支局	 人権イメージキャラクター 人KENまもる君	 0570-003-110 相談時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 8：30～17：15
外国人のための 人権相談所	東京法務局人権擁護部 [英語・中国語・韓国語・ フィリピン語・ポルトガル語 及びベトナム語]	 人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん	 0570-090911 相談時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 9：00～17：00

市区町村でも毎月定期的に開設しています。日時などは市区町村におたずねください。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会